

小野市消防団員福利厚生に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、小野市消防団員が災害活動に際し、生活上必要不可欠な所持品(以下「所持品」という。)に損傷を受けた場合における助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 前条に規定する所持品は、眼鏡、コンタクト(使い捨てコンタクトは除く)、時計、携帯電話とし、損傷に対して、次条に定める範囲内においてその費用の一部を助成する。

(助成金額)

第3条 前条に規定する助成金の額は、その所持品の購入金額の2分の1とし、限度額を10,000円とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(紛失及び破損に係る届出)

第4条 団員は、対象物品に損傷を受けたときは、速やかに所持品紛失(損傷)届(様式1号)を団長に提出しなければならない。

(助成決定)

第5条 団長は、前条に規定する所持品紛失(損傷)届の提出があった場合において、その内容を審査し、助成確定を行うものとする。

(助成金の請求)

第6条 助成確定を受けた団員は、請求書により、助成金を請求するものとする。

(返還)

第7条 団長は、助成金をその目的以外の目的に使用したと認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、この内規の施行について必要な事項が生じた時は、事務局が団長と協議して定める。

附 則

この内規は、平成15年3月1日から施行する。